

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2022年6月30日

【会社名】 フルハシEPO株式会社

【英訳名】 FULUHASHI EPO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山口 直彦

【本店の所在の場所】 名古屋市中区金山一丁目14番18号

【電話番号】 052-324-9088（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 兼 総務部長 上野 徹

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区金山一丁目14番18号

【電話番号】 052-324-9088（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 兼 総務部長 上野 徹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1【提出理由】

2022年6月29日開催の当社第75回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

以下の事項について変更を行うものであります。

(1) 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を19,838,000株に変更するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)付則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。

第2号議案 取締役7名選任の件

山口直彦、山口昭彦、熊澤修次、天野幹也、上野徹、水野信勝、織田直子の各氏を取締役に選任するものであります。なお、水野信勝氏、織田直子氏は社外取締役であります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

退任されます岡田光男氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等については、取締役会に一任するものであります。

また、取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を本株主総会終結のときをもって廃止することに伴い、任期中の取締役山口直彦、山口昭彦、熊澤修次、天野幹也、上野徹、水野信勝、織田直子、監査役矢野辰彦、鈴木雅雄、苅谷公平に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給するものです。なお、支給の時期は取締役及び監査役の退任時とし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は取締役分は取締役会に、監査役分については監査役の協議に、それぞれ一任するものであります。

第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役(社外取締役を除く。)に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額30,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20千株以内、各対象取締役への具体的な配分については、指名報酬委員会の審議・諮問を踏まえ、取締役会において決定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	42,723		452	(注) 1	可決 95.70
第2号議案 取締役7名選任の件					
山口 直彦	42,723		452	(注) 2	可決 95.70
山口 昭彦	42,723		452		可決 95.70
熊澤 修次	42,723		452		可決 95.70
天野 幹也	42,723		452		可決 95.70
上野 徹	42,723		452		可決 95.70
水野 信勝	42,723		452		可決 95.70
織田 直子	42,723		452		可決 95.70
第3号議案 退任取締役に対し退 職慰労金贈呈並びに 役員退職慰労金制度 廃止に伴う打ち切り 支給の件	42,723		452	(注) 3	可決 95.70
第4号議案 取締役(社外取締役 を除く。)に対する 譲渡制限付株式の付 与のための報酬決定 の件	42,723		452	(注) 3	可決 95.70

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。